1議事日程

5月2日(木曜日)午前10時開議

第1号

日程番号	議件番号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		(諸般の報告)
3	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
4	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて
5	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて
6	議案第1号	損害評価会委員の委嘱について
7	選任第1号	常任委員の選任及び議会運営委員の選任
8	議報告第4号	常任委員長及び議会運営委員長、各副委員長の互選結果報告
9	会議案第3号	議会広報特別委員会の設置について
10	議報告第5号	議会広報特別委員長及び副委員長の互選結果報告

2出席議員(12名)

1番	秋間	絋一	8番	清水	秀雄
2番	飯島	勝	9番	中村	貢
3番	森本	真隆	10番	和田	鶴三
5番	細井	文次	11番	大西	米明
6番	出村	寛	12番	加藤	宏一
7番	服部	悦朗	13番	加納	三司

3欠席議員(0名)

4地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長 小林 康雄

5町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田	敏之	建設課長	土生 明美
保健医療福祉センター長	山中	雅弘	保健福祉課長	大森 三宜子
総務企画課長	寺田	和也	病院事務長	奥村 光正
会計管理者	太田	靖久	特別養護老人計心施設長	波多野 義弘
町民課長	伊賀	淑美	子ども課長	高橋 典代
産業振興課長	高木	康弘	消防署長	荒田 雅則

6教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長 堀江 博文 教育課長 植田 廣幸

教育委員会参事 笠谷 直樹 高校事務長 金森 秀文 給食センター所長 鈴木 典人

7農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 道端 雄伸

8職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 柳谷 善弘 総務係長 仲山 美津子

9議事録

(午前10時00分)

加納議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成25年第2回士幌町議会 臨時会を開会いたします。

ここで、教育長に就任されました堀江博文氏より、就任あいさつの 申し出がありましたので、これを許します。

教育長、登壇願います。

堀江教育長

議長のお許しを得ましたので、教育長就任にあたってのご挨拶を申し上げます。 3月の定例町議会におきまして教育委員の任命同意をいただき、4月1日の教育委員会におきまして教育長の推挙をいただき、教育長に就任させていただいております。微力な私であり、この責任の重さを痛感しているところでございますが、士幌町の教育の充実発展のために精一杯、誠心誠意努めて参りたいと決意しております。議員の皆様の温かいご指導ご支援をいただきますよう、よろしくお願い申し上げまして、簡単粗辞ではございますが教育長就任にあたっての、ご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

加納議長

1

2

これから、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番、 出村寛議員及び7番、服部悦朗議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

これから諸般の報告を行います。

閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付した事務報告 によりご了承願います。 各議員から報告事項があれば報告願います。

7番、服部悦朗議員。

服部議員

平成25年3月25日に開催されました平成25年第1回北十勝消防事務 組合議会定例会の結果につきまして報告申し上げます。

会期の決定に続きまして、管理者より消防行政執行方針の説明がなされております。

報告第1号及び第2号、第3号、第4号の専決処分の報告につき承認を求めることについては、承認可決されました。

議案第2号の平成24年度北十勝消防事務組合一般会計補正予算(第8号)は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ845万3,000円を減額し、総額をそれぞれ14億1,619万7,000円とするもので承認可決されました。士幌町分担金の減額のみ説明をいたします。消防署費は64万5,000円、団費9万円、共通経費は12万4,000円、いずれも実績により減額補正したものであります。

議案第3号の北十勝消防事務組合の運営に関する条例の一部を改正 する条例案について、承認可決されました。

議案第4号の北十勝消防事務組合消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例案について、承認可決されました。

議案第1号の平成25年度北十勝消防事務組合一般会計予算は、総額を歳入歳出それぞれ13億3,370万9,000円とするもので、承認可決されました。士幌町の分担金は、消防署費の1億9,918万9,000円、消防団費1,181万円、共通経費756万円、合計2億1,855万9,000円となっております。

詳細につきましては、お手元に配布の資料のとおりでありますので、 後ほどお目通しをしていただきたいと存じます。

以上で報告を終ります。

加納議長清水議員

ほかにございませんか。8番、清水秀雄議員。

去る3月27日に開催されました平成25年第1回北十勝2町環境衛生 処理組合議会の結果について報告申し上げます。

はじめに行政報告として、平成24年度ごみ処理施設の各種測定結果について、一般廃棄物焼却施設に係るダイオキシン類の測定・分析・評価結果及び最終処分場に係る地下水及び放流水の水質及びダイオキシン類の分析結果の報告がございました。いずれも、基準値以下であり良好な処理が行われている事が確認されております。

議案第1号は、平成24年度北十勝2町環境衛生処理組合会計補正予算第(1号)で、歳入歳出それぞれ83万9,000円を減額し、1億4,445万9,000円とするものであり、原案のとおり可決されました。

議案第2号は、平成25年度北十勝2町環境衛生処理組合会計予算を、 歳入歳出それぞれ1億4,214万7,000円と定め、士幌町の分担金が7,27 4万9,000円となるものであり、原案のとおり可決されました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付の資料のとおりでありま すので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

以上で報告を終わります。

加納議長

3

ほかになければ、これで諸般の報告を終わります。

日程第3、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を 議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務企画課長。

寺田総務
企画課長

総務企画課長、寺田より説明申し上げます。

平成24年度士幌町一般会計補正予算第10号について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成25年3月21日付けをもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万8,000円を追加し、歳 入歳出予算の総額を69億3,433万8,000円に改めたものでございます。

それでは歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。 今回の補正予算は、各基金利息の確定に基づき、基金事業の精算を 行うものでございます。6款1項4目農業振興基金運用事業費では、 事業の実績により1節報酬、9節旅費、19節負担金補助を減額し、基 金利子の確定により、25節積立金を増額するものでございます。特定 財源につきましても、基金利子収入を増額充当するものでございます。 5目農業振興人材育成基金運用事業費は、19節負担金補助を実績により減額し、基金利子の確定より、25節積立金を追加計上するものでご ざいます。特定財源につきましては、基金利子収入を増額充当しております。9目農地利用集積円滑化事業基金運用事業費は、19節負担金 補助では事業助成金を追加し、基金利子の確定により、25節積立金を

次に、歳入について説明いたします。4ページをごらん願います。 特定財源以外の一般財源ですが、19款5項5目雑入の備荒資金組合 納付還付金を160万8,000円減額し、収支のバランスをとったところで ございます。なお、報酬の減額に伴う特別職の給与費明細書は6ペー

減額するものでございます。特定財源につきましては、基金利子収入

ジに掲載しておりますので参照願います。

以上で、説明を終わります。

よろしく審議を賜り、原案のとおり承認いただきますよう、お願い申し上げます。

加納議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なし)

を減額し、雑入金を増額充当するものでございます。

質疑がなければ、質疑を終結し、討論をおこないます。

(な し)

討論なしと認め、これより承認第1号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

日程第4、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」を 議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務企画課長。

寺田総務
企画課長

総務企画課長、寺田より説明申し上げます。

平成24年度士幌町一般会計補正予算第11号について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成25年3月28日付をもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,967万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を71億6,401万6,000円に改めたものでございます。地方債の補正は、第2表地方債補正によるものとします。

それでは歳出から説明いたしますので、12ページをお開きください。 2款1項3目財産管理費では、19節備荒資金組合納付金を追加する ものでございます。特定財源につきましては、一般単独事業債を減額 し財源補正をしております。13目財政調整基金費は、25節積立金を追 加するものでございます。14目愛のまち建設基金費につきましては、 本年2月23日以降に申し出のありました指定寄付金を特定財源として、積立金を追加するものでございます。

次に3款1項3目障がい者福祉費は、19節において実績により障がい団体活動助成金を減額するものでございます。13ページ、2項3目子ども手当費は、対象者の減及び支給額の変更に伴う実績に基づき、子ども手当を減額するものでございます。特定財源につきましては、国・道の負担金の確定によりそれぞれ減額をしております。

続きまして、4款1項1目保健衛生総務費では、看護師修学資金貸付金について、申請が無かったため減額するものでございます。2目予防費ですが、13節において事業の実績により各種委託料をそれぞれ減額し、23節においては保健事業の実績による返還金を追加するものでございます。2項1目ごみ処理費は、雑入金の減額による財源補正でございます。

続きまして14ページ、6款1項7目土地改良事業費は、一般単独事業債減額による財源補正でございます。

次に、8款2項3目道路橋梁新設改良費は、公共事業債減額による 財源補正でございます。

次に11款1項1目元金は、減債基金繰入金の減額による財源補正で ございます。

4

次に、歳入について説明いたしますので、8ページをお開き願います。特定財源以外の一般財源ですが、2款1項1目自動車重量譲与税から、9ページ、8款1項1目地方特例交付金まで、いずれも交付額の確定に伴い、それぞれ増額・減額をするものでございます。

次に、9款1項1目地方交付税ですが、普通交付税、特別交付税、 震災復興特別交付税、それぞれ交付額の確定に基づき、追加するもの でございます。続きまして10ページ、19款5項5目雑入ですが、備荒 資金組合納付還付金を3億9,339万2,000円減額し、収支のバランスを とったところでございます。

次に、5ページをお開き願います。第2表地方債の補正ですが、事業費の確定により起債限度額の変更を行うもので、その内容につきましては記載のとおりでございます。なお、15ページには、地方債の現在高に関する調書を掲載しておりますので、参照願います。

以上で説明を終わります。

よろしく審議を賜り、原案のとおり承認いただきますよう、お願い 申し上げます。

加納議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(な し)

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

討論なしと認め、これより承認第2号の採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

日程第5、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を 議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。病院事務長。

奥村病院 事務長

国保病院事務長、奥村より説明いたします。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて。平成24年度士 幌町国民健康保険病院事業会計補正予算(第4号)を地方自治法第17 9条第1項の規定により平成25年3月28日付をもって専決処分を行い ましたので、報告し承認を求めるものです。

内容につきましては、議案の3ページをごらんください。年度末に おきまして、給与費に不足が生じたため所要の額を増額し、同額を経 費から減額するものです。

以上で説明を終わります。

審議の上、原案のとおり承認賜りますよう、お願いいたします。 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(な し)

5

質疑がなければ、質疑を終結し、討論を行います。

(な し)

討論なしと認め、これより承認第3号を採決します。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

6

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

日程第6、議案第1号「損害評価委員の委嘱について」を議題とい たします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。町長。

小林町長

はい。議案第1号は人事案件です。農業共済の損害評価会委員の委嘱についてでありますけど、損害評価会については3月の定例会で任期満了に伴って、30名の選任同意をいただいたところでありますけど、北海道職員いわゆる普及センターの職員の人事異動により、新たに選任同意を求めるものであります。選任者は記載のとおり、十勝農業改良普及センター北部支所の職員であります、菅原信治氏と岩谷豊氏でありますので、ご同意賜りますよう、お願い申し上げまして説明に代えさせていただきます。

加納議長

説明が終わりましたので、質疑討論を省略し、これより議案第1号 を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

ここで、全員協議会開催のため、暫時休憩いたします。

(暫 時 休 憩)

加納議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第7、選任第1号「常任委員の選任及び議会運営委員の選任」を行います。常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

また、先例集第86において常任委員の選任に当たっては、議長があらかじめ本人の希望を聴取し、調整のうえ会議に諮って決めることになっております。

同じく、先例集第86により議会運営委員については、副議長並びに各常任委員会から1名、残る2名については議長が指名することとなっております。お諮りします。常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定に基づき、議長が次のとおり指名したいと思います。

総務文教常任委員、和田鶴三議員、秋間紘一議員、飯島勝議員、服

7

部悦朗議員、細井文次議員、森本真隆議員、以上6名。

産業厚生常任委員、清水秀雄議員、大西米明議員、出村寛議員、加 藤宏一議員、中村貢議員、加納三司議員、以上6名。

議会運営委員、清水秀雄議員、秋間紘一議員、服部悦朗議員、細井 文次議員、加藤宏一議員、以上5名。以上のとおり指名したいと思い ます。これに、異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。よってただ今指名いたしました議員を、それ ぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

加納議長

それでは、再開します。

ここで、私から常任委員の辞任についての申し出をしたいと思いま す。議長は一旦、地方自治法によって常任委員会に所属しましたが先 例により常任委員を辞任して、どの委員会にも所属せず、すべての委 員会に平等に出席できるようにしたいと思います。ただ今、副議長に 辞任願を提出いたしましたので、ご同意賜りますようお願いいたしま す。副議長と交代いたします。暫時休憩いたします。

(暫時休憩)(議長退席)

秋 間 副議長

再開いたします。議長が除斥となりましたので、副議長が議長の職 務を行います。ただ今、産業厚生常任委員に選任された議長から、常 任委員の辞任願が提出されました。お諮りいたします。議長の常任委 員辞任の件を日程に追加し、議題にしたいと思います。これに異議あ りませんか。

(異議なし)

秋 間 異議なしと認めます。

副議長

よって、議長の常任委員辞任の件を日程に追加して議題にすること を決定いたしました。

追加日程、常任委員の辞任について議題といたします。お諮りしま す。ただ今、産業厚生常任委員に選任されました議長から常任委員の 辞任願が提出されました。議長は、その職務上どの委員会にも出席す る権限を有するほか、本会議における可否同数の際における採決権な ど議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会に委員として所属す ることは適当ではなく、また、行政実例においても議長については辞 任を認められているところでありますので、産業厚生常任委員を辞任 いたしたいとするものであります。辞任について許可することに、異 議ありませんか。

(異議なし)

間 秋

異議なしと認めます。

副 議 長 | よって、議長の産業厚生常任委員の辞任については、許可すること

に決定いたしました。これで、議長と交代いたします。暫時休憩しま す。

(暫時休憩)(議長入場)

加納議長

8

9

それでは再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8、議報告第4号「常任委員長及び議会運営委員長、各副委 員長の互選結果報告」をいたします。総務文教常任委員長服部悦朗議 員、副委員長和田鶴三議員、産業厚生常任委員長加藤宏一議員、副委 員長中村貢議員、議会運営委員長清水秀雄議員、副委員長服部悦朗議 員、以上のとおり互選された旨報告がありました。

日程第9、会議案第3号「議会広報特別委員会の設置について」を 議題といたします。職員をして朗読させます。

仲 Ш 総務係長

会議案第3号、議会広報特別委員会の設置について、士幌町議会委 員会条例第5条の規定により、次のとおり議会広報特別委員会を設置 するものとする。

平成25年5月2日。

士幌町議会議長、加納三司。

- 1. 特別委員会の名称、議会広報特別委員会。
- 2. 設置の目的、議会広報の公正な発行を期するため、編集方針及び 内容の審査を行う。
- 3. 特別委員の定数、5名。
- 4. 設置の期間、平成27年4月30日まで。
- 5. 閉会中の審査、委員会は閉会中も審査を行う。
- 6. 審査結果の報告、委員会は設置期間中審査結果の報告を省略する。 以上でございます。

加納議長

事務局長から提案理由の説明をいたします。

柳 谷 事務局長

士幌町議会委員会条例第5条の規定では必要がある場合、議会の議 決によって特別委員会を設置することができることとなっておりま す。議会広報特別委員会は、議会の活動内容を町民に知らせる議会広 報の発行にあたり、編集方針を定めるとともに内容が更正であるか審 査を行うために設置するものであります。委員定数は5名とし、各委 員会の任期と併せ2年間で更新することとしております。

今回の改選により委員会が消滅しますので、新たに設置するために 提案するものであります。先ほど朗読いたしました議案中、6.の審 査結果の報告につきましては、一般的に委員会の調査及び審査内容は 定例会毎に報告するのが建前でありますが、議会広報はその都度「議 会だより」を発行しておりますので、それを報告にかえる考え方であ り、これを踏襲して設置期間中の審査報告を省略するものでございま す。

以上提案理由の説明といたします。

質疑を行います。ございませんか。

加納議長

		(な し)
		質疑を終結いたします。討論を省略し採決いたします。お諮りしま
		す。本案は原案のとおり決することに、異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
		続きまして、議会広報特別委員会委員の選任を行います。議会広報
		特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定に
		より議長が会議に諮って指名することになっております。お諮りしま
		す。議会広報特別委員の選任については、委員会条例第6条第4項の
		規定に基づき、議長が次のとおり指名したいと思います。清水秀雄議
		員、秋間紘一議員、細井文次議員、加藤宏一議員、飯島勝議員、以上
		5名を指名したいと思います。これに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。よって、ただ今指名しました5名を議会広報
		特別委員会委員に選任することに決しました。
1 0		日程第10、議報告第5号「議会広報特別委員長及び副委員長の互選
		結果報告」をいたします。
		委員長細井文次議員、副委員長飯島勝議員、以上のとおり互選されま
		した。
		以上で本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。これ
		をもって平成25年第2回士幌町議会臨時会を閉会いたします。
		(午前10時45分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議長

署名議員

署名議員